



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第8号 令和2年5月 発行



A COLUMN ~記事~

「今回の新型コロナ禍」～ 出口が見えない恐怖

世界中で新型コロナウイルス禍が続いております。毎日感染者が確認され、亡くなった方も日に日に増加しています。日本で感染者が見つかりだしたのは1月ですが、その当時、現在のような状況になると誰か予想できたでしょうか。

緊急事態宣言が全国に出され、外出の自粛がずっと続いています。新型コロナウイルスの影響が落ち着くまで、このような状態が続くかもしれないと思うと、事業主としてとても恐怖を感じます。石川県でも多くの会社が営業できない状況に追い込まれています。

多くの方が新型コロナウイルスの罹患に怯えているような状況下では、仕事のやり方も変化せざるを得ません。私の事務所は事務員がいないため、テレワークや時差出勤を考える必要はありませんが、お客様に対する営業活動は変化せざるを得ません。

私は、今まで郵送やFAXを使った営業は行っておらず、必ずお客様のところに行っていました。しかし、このようなご時世、営業活動でお客様のところに伺うことは好ましくありません。そこで、先日FAXを多くの方にお送りさせて頂きました。もちろん、FAX送信書には、FAXをお送りする無礼をお詫びする文を添えています。

FAXや郵送での営業は確かに楽です。しかし、相手の顔が見えないという大きな弱点があります。相手の顔・反応を直に見ることで相手との間合い・タイミングを図ることもできます。もちろん、これは私個人の見解であり、FAXや郵送での営業活動を批判する気は毛頭ありません。

一日でも早く新型コロナ禍が収束することを願うばかりです。



EXPLANATION ~解説~

利益相反取引～ 取締役が個人の不動産を会社に売却する場合など

取締役の方が個人で所有している不動産を会社に売却することはもちろん可能です。しかし、ここで一つ問題が生じます。取締役が自分の地位を利用して、自分の利益を優先して会社に不利益を与える可能性があります。このような危険性を回避するため、会社法第356条で、取締役と会社の利益が相反する取引を行う場合には、取締役会(取締役会非設置会社では株主総会)の承認を求めています。

では、次に取締役と会社の利益が相反する取引とはどのようなものがあるのかということの説明したいと思います。取締役会(株主総会)の承認が必要な取引に関して、会社法には次のように規定されています。

- ① 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- ② 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき
- ③ 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき

## 1. 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引

「自己又は第三者のために」の『ために』とは、取引の実質的な利益が誰のものかということに着目した「自己又は第三者の計算で」という意味であるとするのが通説です。これに対して立案担当者は、あくまでこの『ために』を「自己又は第三者の名で」と考えていたみたいですが、どちらにしても、あまり変わりはありません。

「会社の事業の部類に属する取引」とは、会社が実際に事業として行っている取引と、「目的物と市場」が競合する取引を指します(このような取引を『競業取引』と呼びます)。なお競業会社の取締役に就任しただけでは、これに該当しません。

競業取引を含め、利益相反取引を行う場合には、当該取引を行う取締役は、取締役会・株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

この重要な事実とは、会社の利益が損なわれたり、会社が損害を受けたりすることがないかどうかを他の取締役・株主が判断するために必要な事実を指します。

## 2. 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引

取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとする場合も、取締役会・株主総会の承認が必要です。具体的に言うと、取締役が自己の財産を会社に売却する場合だけでなく、会社から取締役が購入する場合も承認が必要となるということです。

また、会社から取締役が贈与を受けるという場合もこれに該当します。反対に、取締役から会社が(負担なしで)贈与を受ける場合にはこれに該当せず、承認は不要です。何故なら、贈与である限り、会社が損害を受けることは考えにくいからです。

## 3. 承認がなくても取引が瑕疵なく成立する場合

利益相反取引に該当する場合であっても、取締役会・株主総会の承認がなくても取引が瑕疵なく成立する場合があります。

例えば、取締役と会社が取引を行う場合で、取締役がその会社に一人しかおらず、さらに株主もその取締役のみである場合、判例で承認は不要とされています。ただし、不動産登記上は必要のため、不動産取引を行う場合は、議事録を作成する必要があります。

利益相反取引について説明しきれないため、次号も利益相反取引について解説をしたいと思います。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

# 司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士  
久田事務所  
〒921-8812  
野々市市扇が丘9番20号  
扇が丘ビル106  
TEL: (076) 227-8019  
FAX: (076) 227-8061



### 〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「登記・相続・債務整理の無料相談」を実施しています  
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☑ info@hisada-office.jp

http://www.hisada-office.jp/